

十河校区コミュニティ協議会会則

(名称及び組織)

第1条 この会は、十河校区コミュニティ協議会(以下「協議会」という。)と称し、十河校区連合自治会及び各種団体等をもって組織する。

(目的)

第2条 協議会は、十河校区における共通の課題解決を図り、住みよい地域社会の構築を目指し、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 十河校区の共通の課題解決に向けて協議、学習等に関すること。
- (2) 十河校区内各種団体等の活性化および各種団体相互の連絡協調に関すること。
- (3) その他協議会の目的達成に必要なこと。

(役員)

第4条

1. 協議会に、会長1名、副会長若干名、理事若干名、会計1、書記1名及び監事2名を置く。
2. 役員は、連合自治会および各種団体等に属するもの(以下「代表者」という。)の互選により選任し、会長、副会長、会計、書記、監事は、それぞれの役員の互選により選任する。
3. 役員任期は1年とする。

(顧問)

第5条

1. 協議会に顧問を置くことができる。
2. 顧問は、会長が理事に諮り会長が委嘱する。

(会議)

第6条

1. 協議会の会議は、総会、全体会議とし、会長が召集し会議の議長となる。
2. 議事は過半数の出席者で成立し、出席者の過半数をもって決する。ただし、会則の改廃に関する事項は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(総会・全体会議)

第7条 総会は、毎年1回これを開き、全体会議は会長が必要と認めた場合に開催し次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及および事業報告に関する事項
- (2) 予算の決定および決算の承認に関する事項
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) その他、協議会の運営に関すること。

(役員会)

第8条 役員会は、会長が必要と認める都度開催し、次の事項を審議する。

- (1) 総会および全体会議に付議する事項。
- (2) 事業の運営に関する事項
- (3) その他、会長が必要と認める事項。

(企画委員会)

第9条

1. 協議会に企画委員会(以下「委員会」という。)を置く。
2. 企画委員は、役員会に諮って、会長が指名する。
3. 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により選任する。委員会は、委員長が召集する。
4. 委員会は、次の事項について協議し、役員会に報告する。
 - (1) 地域コミュニティ事業の企画に関すること。
 - (2) その他事業の企画に関し、役員会が必要と認めた事項。

(部会)

第10条

1. 協議会に部会を置くことができる。
2. 部会員は、協議会メンバーをもって構成する。
3. 部会に部会長および副部会長を置き、部会員の互選により選任する。
4. 部会は、部会長が招集する、
5. 部会は、部会に属する地域課題について調査・審議し、各種事業を実施する。

(経費)

第11条 協議会の経費は、補助金、助成金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 12 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末に終わる。

(事務局)

第 13 条

1. 協議会の事務局は、高松市十河コミュニティセンター内に置く。
2. 事務局委員は、会長が委嘱し、協議会の事務を処理する。

第 14 条 この会則に定めるものの他、協議会の運営に関し必要事項は、役員会に諮り決定する。

附 則

この会則は、平成 16 年 9 月 25 日から施行する。